

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 NAVER株式会社
【住所又は本店所在地】 大韓民国京畿道城南市盆唐区亭子一路95
(95, Jeongjail-ro, Bundang-gu, Seongnam-si, Gyeonggi-do, Korea)
【報告義務発生日】 令和7年12月1日
【提出日】 令和7年12月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	note株式会社
証券コード	5243
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	NAVER株式会社 (NAVER Corporation)
住所又は本店所在地	大韓民国京畿道城南市盆唐区亭子一路95 (95, Jeongjail-ro, Bundang-gu, Seongnam-si, Gyeonggi-do, Korea)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成11年6月2日
代表者氏名	チエ・スヨン (Soo-yeon Choi)
代表者役職	Chief Executive Officer/Representative Director
事業内容	インターネットサービス

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 池田 賢生、同 海沼 智也
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

発行者との資本業務提携

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,429,500		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,429,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,429,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月1日現在)	V	18,079,300
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		7.91
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和7年12月1日	株券(普通株式)	1,429,500	7.91	市場外	取得	1,399(第三者割当による取得)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、発行者との間で、2025年12月1日より2年間は、当社の保有する発行者の普通株式を、発行者の書面による事前の同意なしに、第三者に対して売却、譲渡、移転、その他の方法により処分してはならないことを合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	1,999,871
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	1,999,871

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地